



各種相談あります お気軽にご利用を

◎福祉なんでも相談会

仮設住宅集会所を巡回し、福祉に関する相談を受け付けます。

▷期日と場所

・12月15日(木)
午前10時～正午…青少年の家
仮設団地、午後1時～3時…
大浦小学校第1 仮設団地

・12月22日(木)
午前10時～正午…関谷担い手
仮設団地、午後1時～3時…
浜川目仮設団地

・来年1月5日(木)
午前10時～正午…希望が丘団
地向かい仮設団地、午後1時
～3時…浦の浜仮設団地

◆問い合わせ 宮古保健福祉環

境センター(☎64-2213)へ。

◎特設人権相談所

家族関係や近隣との関係、借
地・借家に関する事、子供や
高齢者に関する事など、人権
に関する相談に無料で応じます。

▷日時 12月7日(水)

午前10時～午後3時

▷場所 豊間根生活改善センター

◆問い合わせ 町町民課住民相 談係(内線125) へどうぞ。



いわて子どもの森 遊び体験に参加を

いわて子どもの森では、冬休
みの遊び体験への参加者を募集
します。

▷期間 来年1月8日～9日 (1泊2日)

▷場所 いわて子どもの森(一 戸町奥中山)

▷対象 町内の小学生

※個人やグループ、親子での参
加もできます。

▷内容 雪遊び、妖怪スタンプ ラリー、ものづくり体験など

▷参加料 無料

▷定員 30人(申込者が多数の 場合は抽選となります)

◆申込先・問い合わせ 12月25 日までに町健康福祉課児童福 祉係(☎82-3113) へどうぞ。



町で非常勤職員と 臨時職員一般公募

◎非常勤職員

▷職種 図書館指導員

▷勤務場所 町立図書館

▷募集人数 1人

▷応募資格 町内に住所があり、
図書館司書の資格があるか図
書館業務への従事経験があり、
パソコンの操作ができる人

▷報酬 月額108,000円

▷任用期間 来年1月1日～3 月31日(勤務日数週3.5日)

◎期限付臨時職員

▷職種 一般事務補助

▷勤務場所 税務課

▷募集人数 2人

▷応募資格 町内に住所があり、
パソコンの操作ができる人

▷賃金 月額5,500円

▷任用期間 来年1月1日～4 月30日(必要に応じ最長で来 年8月31日まで期間が延長さ れます)

— 緊急雇用創出事業 —

離職を余儀なくされた方に短
期の雇用機会を提供する「山田
町緊急雇用創出事業」により臨
時職員を募集します。

▷職種 図書整備業務補助

▷勤務場所 町立図書館

▷募集人数 1人

▷応募資格 町内に住所があり、
パソコンの操作ができる人

▷任用期間 来年1月1日～6 月30日(必要に応じ最長で来 年12月31日まで期間が延長 されます)

▷賃金 月額5,500円

◆申し込み方法 町町民課また
は役場支所に備え付けの履歴
書に必要事項を記入し、町総
務課に提出してください。

※緊急雇用創出事業については、
申込時に宮古公共職業安定所
の紹介状が必要となります。

◆選考方法 書類審査(履歴書) および面接

◆申込期限 12月9日

◆問い合わせ 町生涯学習課図 書館担当(内線630)、町税務 課町民税係(内線111) へ。

子ども手当が変わりました

12月16日までに申請が必要です

10月から子ども手当の制度が変わり、手当を受けるた
めには新たに申請手続きが必要となりました。対象とな
る子供を養育している方は忘れずに申請してください。

▷申請方法 申請書に必要事項を記入し、町町民課(1
番窓口)または役場各支所へ提出するか、町町民課宛
てに郵送してください。

※公務員は勤務先へ申請してください。

▷申請期限 来年2月の支給を受けるためには、12月16
日までに申請が必要です。それ以降の申請は、原則と
して来年6月の支給となります。

▷申請に必要なもの ▶厚生年金加入者の場合…申請者
の健康保険証の写し▶登録口座を変更したい場合…申
請者本人名義の預金通帳▶支給対象の子供が町外に居
住している場合…住民票の写し

▷申請猶予期間 平成23年10月1日現在で山田町に住
民登録があり支給要件に該当している人は、来年9月
末までに申請すると本年10月分にさかのぼって手当が
支給されます。

※10月以降に他市町村から転入した人や、新たに子供が
生まれた人はさかのぼることができません。転入・出
生の日から15日以内に申請してください。

◆支給対象と支給時期(平成23年10月～平成24年3月)

支給対象	中学校修了まで		
支給額 (月額)	3歳未満		15,000円
	3歳～小学校 修了前	第1・2子	10,000円
		第3子以降	15,000円
	中学生		10,000円
支給月	平成24年2月(10～1月分)、6月(2・3月分)		
所得制限	なし		

※来年4月分以降の手当は、新たな法律によりあらため
て制度の内容が決定する予定です。

◆問い合わせ 町町民課子ども手当担当(内線124) へ。

生活再建支援金や義援金、災害弔慰金などについて

まだ申請がお済みでない方は 早めの手続きをお願いします

町では、東日本大震災で住居などが被災した方などに
支給される生活再建支援金や義援金、災害で亡くなられ
た方のご遺族に支給される災害弔慰金などについて、引
き続き申請を受け付けています。対象となる方でまだ申
請がお済みでない方は、お問い合わせの上、手続きをお
願いします。

— 震災関連死と思われる方のご遺族はご相談を —

東日本大震災が引き金となり体調を著しく崩されるな
どして亡くなられた方について、亡くなられるまでの経
緯を調査した上で、ご遺族へ義援金(死亡分)と災害弔
慰金が支給になる場合があります。震災との因果関係に
あることが認定要件となりますので、心当たりのご遺族
の方はご相談ください。

◆問い合わせ 町健康福祉課地域福祉係(内線151) へ。